

いじめ防止基本方針

長野県長野南高等学校

はじめに

長野県長野南高等学校（以下、本校という）では、いじめに関する諸課題に全教職員が一丸となって組織的に対応し、家庭・地域・関係機関や専門家との連携のもとに、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことにも親身になって相談に応じる体制を構築して、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成してまいります。

「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」第 12 条に基づき、本校は、「意欲」「創造」「誠実」を校是として、安心して安全な学校づくりに努め、いじめは重大な人権侵害事象であるとの認識のもとに、「いじめ防止基本方針」を定めます。

本「いじめ防止基本方針」に則り、国・県・市町村・学校・家庭・地域・その他の関係者との連携をより強化し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進してまいります。あらゆる教育活動をとおして、生命や人権を大切にする精神を貫き、教職員自身が生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の陶冶を支援するという生徒観、指導観に立った指導を徹底します。

I いじめ防止基本方針

1 長野南高校が目指すもの－安心・安全な学校づくり－

(1) 人権意識の向上〔いじめ防止施策の推進〕

- ・お互いの違いを認め合える生徒
- ・相手の立場や気持ちを思いやれる生徒

(2) 安心・安全な学校づくりの推進

- ・学校に居場所があり、集団内で存在感を持って、安心して生活を送れる学校

学校教育目標－自ら学び、生きる力をつけ、夢の実現に挑戦していく生徒を育てます－

1 意欲・・・チャレンジ精神を鍛えます

- ① 現実に関わる力
- ② 考える力・学ぶ力
- ③ 健全な心身

2 創造・・・一人ひとりの能力を最大限に伸ばします

- ④ 自己を確立する力・自己を発揮する力（自立力）
- ⑤ 創り出す力

3 誠実・・・人間性を磨きます

- ⑥ 人間関係を築く力
- ⑦ 社会人として必要な力・態度

本年度の重点目標－全教育活動を通して7領域（学校教育目標①～⑦）に必要な力をつけていく－

1 基本的な生活習慣の確立

- (1) チャイム着席の習慣の確立
- (2) 挨拶の励行
- (3) 主体的な清掃活動の推進
- (4) 勉学に集中できる端正な身だしなみの定着

2 いじめや体罰のない安心・安全な学校づくり

- (1) 人権意識の向上〔いじめ防止施策の推進〕
- (2) 安心・安全な学校づくりの推進

3 「学校改革の推進」

- (1) 生徒の進路希望の実現に向けた日々の授業の改善と充実
- (2) キャリア教育の推進
- (3) 学習と特別活動（クラブ活動等）の奨励、母校を誇りに思う生徒の育成
- (4) 家庭学習の定着と自発的学習習慣の確立
- (5) 地域との交流や積極的な情報発信による信頼される開かれた学校づくりの推進

2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

【生徒】

- ・「いじめを許されない」「いじめを絶対しない」という強い意志を持つ。
- ・互いの人格を尊重し合う態度や心の通い合う人間関係を構築する力をつける。

【教職員】

- ・「いじめは絶対に許さない」という強い姿勢で臨む。
- ・いじめを生まない、安心して学習できる規律ある学校環境づくりに努める。
- ・いじめにつながる生徒の小さな変化を見逃さない。

(2) いじめの早期発見

- ・全ての職員が連携し「いじめを見逃さない」という姿勢で、生徒の変化に目を配る。教職員の共通理解・協力体制のもと、日頃から情報交換を行い、多角的な観点から生徒の観察、理解に努める。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ・家庭、地域との連携を密にし、情報交換に努める。

(3) いじめへの対応

- ・いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は、一人で抱え込まず速やかに組織で対応する。
- ・いじめを把握した場合は、速やかに職員の共通理解を図り、組織的な対応をとる。いじめが確認された場合は、いじめを受けた生徒の安全確保を最優先に考え、事実確認等を丁寧に行う。
- ・家庭や教育委員会への連絡、相談を密にし、関係機関との連携を図る。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

- ・いじめ防止等への対応は、学校が家庭や地域・関係機関と連携して取り組むことが欠かせない。日頃から生徒に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で生徒と多くの大人が接するような取組を大切にする。

- ・いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築する。

3 いじめ問題の理解

(1) いじめを捉える視点

「いじめ」とは、「当該生徒と一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。起こった場所は学校の内外を問わない。したがって、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、いじめられた生徒の立場に立って判断する。

- ・「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校、学級やクラブの者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- ・「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ・「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- ・けんか等は除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、よく状況を確認する。
- ・「いじめられた生徒の立場に立って」とは、「いじめられた」とする生徒の気持ちを重視する。

(2) いじめの様態

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマホ・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※参照 文部科学省「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知）」、「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」

(3) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことのないよう、いじめられた生徒の立場に立って特定の教員のみによることなく、「い

じめ対策委員会」を活用して複数の教員で行う。また、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

- ・ 本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察し、行為の起こった時の本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- ・ 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒に対し、適切に指導する。
- ・ 行為を行った生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- ・ いじめられた生徒といじめた生徒の認識にくい違いがある場合は、事実を正確に把握する。

(4) いじめの背景と生徒の気持ち

ア いじめの背景

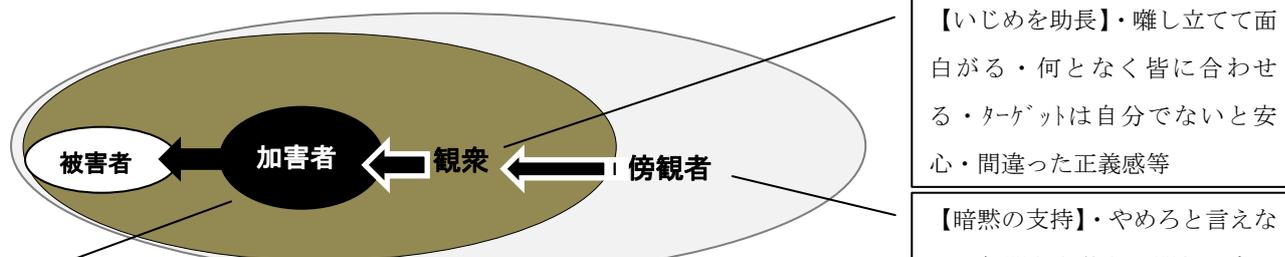
- ・ 直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。(地域社会)
- ・ 心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躰が十分になされていかなかったりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。(家庭)
- ・ 生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動において、満足感や達成感を十分味わえない。(学校)

イ いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続される。また、意識的かつ集合的に行われるため、いじめられる生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

いじめの多くが同じ学級の生徒同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者の中からいじめを抑制する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが欠かせない。



【いじめを助長】・囁き立てて面白がる・何となく皆に合わせる・ターゲットは自分でない安心・間違った正義感等

【暗黙の支持】・やめろと言えない・無関心を装う・関わり合いたくない・仕返しが怖い等

・ 心理的ストレス (過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする)・集団内の異質な者への嫌悪感情 (凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる)・ねたみや嫉妬感情・遊び感覚やふざけ意識・いじめの被害者となることへの回避感情

いじめ側の心理には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくなく、対応の方向性への示唆が得られるだけでなく、その視点から生徒を観ることでいじめの未然防止にもつながる。

II 校内組織の設置

1 名称 「いじめ対策委員会」

(1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導係主任、教育相談係、養護教諭、人権係、学年主任・担任、スクールカウンセラー

(2) 役割

○学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価

- ・学校の基本方針に基づく取組の計画的な実施をし、取組状況を確認する。
- ・取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する検証・評価を行う。

○学校のいじめ防止等の情報の家庭や地域への発信

- ・PTA総会、地区懇談会等の機会に、基本方針や本校の取組状況を周知する。
- ・学校ホームページを通じて情報発信する。

○いじめの早期発見、早期対応

- ・個別相談や相談窓口寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・いじめに関するアンケートを各学期に行い、早期発見に努める。
- ・いじめの相談があった場合、直ちに正確な情報収集と、いじめを受けている生徒の心のケアを最優先に考え、必要に応じスクールカウンセラーの依頼を含む、関係機関との連携を進める。
- ・いじめを認知した場合、関係する職員を含め組織的に対応する。

○教職員の意識啓発

- ・本校のいじめ防止基本方針に対する全職員の共通理解を図る。
- ・人権課題やいじめ問題に対する研修会を企画する。

2 いじめ防止等の取組

(1) いじめ防止等に向けた年間指導計画（概要）

3月	入学者説明会	・入学生、保護者対象に携帯電話の保持使用についての説明の機会にネットトラブルについて
4月	学級指導	・新しい学級集団をスタートさせるにあたり、学級担任より、いじめ防止についての取組を生徒に周知する。
	1学年集会	・入学生対象、ネットトラブルについての講演会
5月	PTA総会	・学校の取組について保護者に周知する
	いじめに関するアンケート調査の実施	・全校生徒を対象に、いじめに関するアンケート調査を実施する。 ・アンケート調査結果をもとに、いじめ対策委員会にお

		いて、年度当初の生徒相互の人間関係について把握する。必要に応じて対応を協議する。
6月	地区懇談会	・地区懇談会において保護者に周知するとともに、学校の取組について意見交換する。
7月	いじめ対策委員会	・いじめ対策委員会で、1学期の評価をする。
	保護者懇談会	・保護者懇談会において、人間関係で心配になることがないか聞き取り、必要に応じ委員会を招集する。
9月	いじめに関するアンケート調査の実施	・全校生徒を対象に、いじめに関するアンケート調査を実施する。 ・アンケート調査結果をもとに、いじめ対策委員会において生徒相互の人間関係について把握する。必要に応じて対応を協議する。
10月	職員研修	・研修会の実施（人権係）
12月	保護者懇談会	・保護者懇談会において、保護者を対象にいじめに関するアンケートを実施し、必要に応じ委員会を招集する。
	いじめ対策委員会	・いじめ対策委員会で、2学期の評価をする。
2月	いじめに関するアンケート調査の実施	・全校生徒を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。 ・アンケート調査結果をもとに、いじめ対策委員会において、年度末における生徒相互の人間関係について把握する。必要に応じて対応を協議する。
	いじめ対策委員会	・いじめ対策委員会年間の反省と、次年度の取組について検討する。

* 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、取組みの進捗状況を把握し、いじめ事象への対処がうまくいかなかったケースを検証し、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しなどを行い、次年度に活かす。

(2) いじめの未然防止・早期発見の取組

① いじめの未然防止の取組

ア 授業中の生徒指導の充実

- ・教科担任は「学習の約束」等、授業中のルールを明確にし、規律ある学習環境づくりを心掛ける。
- ・生徒の発するいじめにつながりそうな小さな言動・行為を見逃さず、その場で指導し、必ず情報交換する。

イ 「いじめは絶対に許さない」姿勢の周知と情報発信に努める。

- ・PTA総会、地区懇談会、保護者懇談会において、学校での取り組みについて周知するとともに、保護者からの意見を聞く。

エ 生徒会との連携

- ・人権係、生徒会と連携し、生徒自ら「いじめは許さない」活動を取り入れる。

オ 職員の資質向上

- ・職員研修会の実施

②いじめの早期発見の取組

- ア いじめに関するアンケート調査（年3回）の実施

③学校の取組に対する評価

- ア 年2回実施の学校評価調査において、学校の取組について保護者から意見を聞き、以降の取組みに活かす。

- イ 学校評議員会、学校職員と地域の皆さんとの懇談会において、学校での取り組み状況について意見を聞き、以降の取組みに活かす。

(3) いじめ事象への対応

「長野南高等学校いじめに関わる対応マニュアル」により対応する。

①日常的な指導によるいじめの防止

a) いじめ防止マニュアル

- 目的
- ① 安心感を与える。
 - ② やる気を与える。
 - ③ 社会的な能力を与える。
 - ④ 保護者との信頼関係を作る。

- 方法
- ① 校務分掌による指導体制
 - ② 教育相談委員会の充実
 - ③ 教育活動の充実
 - ④ 家庭・地域との連携

②いじめの早期発見

- b) いじめの早期発見マニュアル
- c) 外部団体一覧
- d) 被害者への対応マニュアル
- e) 加害者への対応マニュアル
- f) 傍観者および観衆への対応マニュアル
- g) 地域・PTA・マスコミ対応マニュアル

附則 この方針は平成26年4月23日から施行する。

〔いじめ対応マニュアル全体図〕

